

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の概要

令和2年9月
農林水産省

I 趣旨

最近の家畜人工受精及び家畜受精卵移植をめぐる状況の変化に対応し、家畜人工授精用精液等の不適切な流通等を防止するため、その保存等に関する規制を強化するとともに、特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等について容器への表示等の規制を整備する等の措置を講ずる。

II 法案の概要

(1) 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

(第12条、第14条、第17条、第19条、第34条)

- ① 家畜人工授精所の開設者は、毎年、家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況を都道府県知事に報告しなければならないこととする。
- ② 家畜人工授精用精液等の適切な保存を確保するため、家畜人工授精所等以外の場所で保存してはならないこととする。
- ③ 家畜人工授精所等において衛生的に保存されていることなど一定の基準に適合しない家畜人工授精用精液等の譲渡等を禁止する。
- ④ 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由を厳格化する。

(2) 特に適正な流通の確保が必要な家畜人工授精用精液等に対する追加的な規制の整備

(第32条の2、第32条の4、第32条の5、第34条)

- ① 農林水産大臣は、高い経済的価値を有するなど特にその適正な流通を確保する必要がある家畜人工授精用精液等を「特定家畜人工授精用精液等」(*)として指定することができるようにする。
※ 和牛の家畜人工授精用精液・受精卵を指定。
- ② 獣医師又は家畜人工授精師は、特定家畜人工授精用精液等を容器に収めたときは、当該容器に、当該特定家畜人工授精用精液等に係る種畜の名称等の表示をしなければならないこととする。
- ③ 家畜人工授精所の開設者は、特定家畜人工授精用精液等の譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失をしたときは、遅滞なく、譲受け、譲渡し、廃棄又は亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載し、10年間保存しなければならないこととする。
- ④ 農林水産大臣は、特定家畜人工授精用精液に係る規定の施行に必要な限度において、家畜人工授精所の開設者、生産者等から報告を求めることができるようにする。

(3) 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

(第32条の6、第35条の4、第38条から第42条まで)

- ① 農林水産大臣は、(2) ②又は③に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置を命ずることができるようにする。
- ② 農林水産大臣(*)又は都道府県知事は、(1) ③に違反して家畜人工授精用精液等を譲渡した者等に対し、その譲渡した家畜人工授精用精液等の回収及び廃棄等を命ずることができるようにする。
※ (2) ①の「特定家畜人工授精用精液等」に限る。
- ③ 新たな規制措置についての違反に対する罰則の導入等を措置する。

III 施行期日

施行期日は、公布日から6か月以内の政令で定める日(令和2年10月1日)とする。

家畜改良増殖法の一部を改正する法律の概要

背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜人工授精用精液・受精卵について、不適正な流通が横行しかねず、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜の改良増殖を継続的・効果的に促進する観点から、家畜人工授精用精液・受精卵の適正な生産・流通・利用を確保する必要。

改正の概要

1. 安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等

家畜人工授精用精液・受精卵の取扱いに関する規制が今日の生産・流通・利用の実態に対応したものとなるよう現行の規制を見直し、以下の措置を講ずる。

- 家畜人工授精所における家畜人工授精用精液・受精卵に係る業務状況の定期報告(第34条第3項)
- 家畜人工授精所以外の場所での家畜人工授精用精液・受精卵の保存禁止(第12条第2項)
- 家畜人工授精所で保存していない家畜人工授精用精液・受精卵の譲渡禁止(第14条第3項)
- 家畜人工授精師の免許に係る欠格事由の厳格化(第17条) 等

2. 特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液・受精卵に係る措置

家畜人工授精用精液・受精卵のうち経済的価値が高いなどその適正な流通の確保が特に必要なものを「特定家畜人工授精用精液等」(※)として農林水産大臣が指定(第32条の2)した上で、以下の措置を講ずる。(※)和牛の家畜人工授精用精液・受精卵を指定。

【印字により表示を付したストロー】

- 特定家畜人工授精用精液等について
 - 封入する容器(ストロー)への種畜の名称等の表示義務(第32条の4)
 - 譲渡等(在庫管理)を記録する帳簿の作成・保存の義務(第32条の5)
- 家畜人工授精所・生産者に対する農林水産大臣による報告徴収(第34条第1項) 等



3. 家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化

- 行政命令の新設
 - 特定家畜人工授精用精液等に係る規制違反に対する農林水産大臣の是正命令(第32条の6)
 - 不適正流通の場合の農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令(第35条の4)
- 新たな規制措置に対する違反への罰則を措置し、罰金を引き上げ
 - 家畜人工授精用精液等の譲渡制限違反(第38条第1号)
 - 農林水産大臣又は都道府県知事による回収・廃棄命令違反(第38条第5号)
- ※ 更に、上記の法人両罰(第40条)を措置

施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日(令和2年10月1日)

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の概要

令和2年9月
農林水産省

I 趣旨

家畜遺伝資源（※）の生産事業者の利益の保護や公正な競争を確保し、不適切な流通等を防止するため、家畜遺伝資源の不正な取得などの不正競争に対して差止請求等の救済措置や刑事罰を措置する。

※ 使用する者の範囲又は使用する目的に関する制限についての明示があるものに限る。

II 法案の概要

1. 不正競争行為の定義

（第2条）

（1）不正取得等

- ① 詐欺、強盗等による取得や管理を任された者による領得、使用、譲渡、輸出等
- ② ①の不正な事情を知っている者又は重大な過失により知らない者による転得、使用、譲渡、輸出等

（2）当事者間の契約による制限を超えた使用等

- ① 不正の利益を得る目的や生産者に損害を加える目的で、契約による制限を超えて行う使用、譲渡、輸出等
- ② ①の不正な事情を知っている者又は重大な過失により知らない者による転得、使用、譲渡、輸出等

（3）上記の不正行為で取得した家畜遺伝資源を使って生まれた子牛の取引等

- ① 上記（1）又は（2）の不正な使用行為により生産された子牛等（派生物）であることを知っている者又は重大な過失により知らない者による使用、譲渡、輸出等
- ② ①の子牛等の使用によりさらに生産された子牛等（二次的派生物）であることを知っている者又は重大な過失により知らない者による譲渡、輸出等

2. 不正競争行為に対する救済措置

（1）民事上の救済措置の整備

（第3条から第15条）

① 差止請求

1. の「不正競争」により利益を害された者又はそのおそれがある者は、裁判所を通じ、不正競争を行った者に対して侵害の停止又は予防をすることを請求できるようにする。

② 民事訴訟手続の特例

不正競争行為に対する損害賠償請求の措置を講ずるとともに、損害額の立証を容易にするための措置等を整備する。

（2）刑事罰による抑止

（第18条、第19条）

不正競争への抑止力強化を確保するため、1. の不正競争（1.（2）の契約違反型に係るもの以外）のうち、不正の利益を得る目的や生産者に損害を加える目的のある悪質性の高い不正競争行為に対して罰則の導入を措置する。

III 施行期日

施行期日は、公布日から6か月以内の政令で定める日（令和2年10月1日）とする。

家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律の概要

背景

- 長年の改良により付加価値の高まった家畜遺伝資源は、知的財産としての価値を有する。
- 家畜遺伝資源は容易に拡大再生産が可能であり、不正取得等の成果冒用行為により、我が国畜産の振興に重大な影響を与えるおそれ。
- 家畜遺伝資源に係る事業者間の利益の保護や公正な競争を確保する観点から、不正競争に対する差止請求等の救済措置や刑事罰をもって対応する必要。

※本法律と「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」（改正法）は、家畜遺伝資源（家畜人工授精用精液等）の不適切な流通等を防止するという趣旨が一致。

※改正法において、特定家畜人工授精用精液等に関する規制を強化し、適正な流通を確保することにより、本法律による特定家畜人工授精用精液等に係る不正競争への差止請求等が実効的となる。また、本法律により精液等の知的財産としての価値がさらに高まることを前提に、改正法で和牛など経済的価値が高く適正な流通の確保が特に必要なものを特定家畜人工授精用精液等として指定。

法律の概要

1. 不正競争行為の定義

家畜遺伝資源(※)に対する以下の成果冒用行為を不正競争として類型化。(第2条第3項)

(※)改正法第32条の2で指定される特定家畜人工授精用精液等で
契約その他により使用者・使用目的に関する制限を明示したもの

- ① 詐欺等による家畜遺伝資源の取得又は管理の委託を受けた家畜遺伝資源の領得(第1号)
- ② ①により取得した家畜遺伝資源の使用、譲渡等(第2号)
- ③ ①につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等(第3号)
- ④ 図利加害目的で行う契約上の制限を超えた使用、譲渡等(第4号)
- ⑤ ④の譲渡につき取得時に悪意・重過失の転得者による使用、譲渡等(第5号)
- ⑥ ②から⑤までの使用行為により生じた派生物(家畜又は受精卵)の使用、譲渡等(第6号、第7号、第10号、第11号)
- ⑦ ⑥の使用行為により生じた二次的な派生物(家畜、精液又は受精卵)の譲渡等(第8号、第9号、第12号、第13号) 等

2. 民事上の救済措置の整備

家畜遺伝資源に対する不正競争への民事的な救済措置として、以下の措置を整備。

- 差止請求
 - 不正競争により営業上の利益を侵害され、又は侵害のおそれがある生産事業者による、侵害の停止又は予防の請求を可能とする差止請求を規定(第3条)
- 損害賠償請求、信用回復措置
 - 不正競争を行った侵害者に対する損害賠償請求(第4条)や信用回復措置(第15条)を規定
- 民事訴訟手続の特例規定
 - 損害賠償請求訴訟に関する損害額の推定(第5条)や裁判所による書類提出命令(第8条)等の規定を整備 等

3. 刑事罰による抑止

家畜遺伝資源に対する不正競争への抑止力強化のため、罰則を導入。(第18条、第19条)

- 図利加害目的を持った以下の違法行為
 - ① 詐欺等の違法な手段による取得、領得、使用、譲渡等(第18条第1項第1号～第3号)
 - ② 悪意の転得者による使用・譲渡等(第18条第1項第4号、第5号)
 - ③ ①又は②の使用行為により生じた派生物(家畜又は受精卵)の使用・譲渡等(第18条第1項第6号、第8号)
 - ④ ③の違法使用により生じた二次的な派生物(家畜、精液又は受精卵)の譲渡等(第18条第1項第7号、第9号)
- ※ 上記のほか、違法行為に対する法人両罰(第19条)

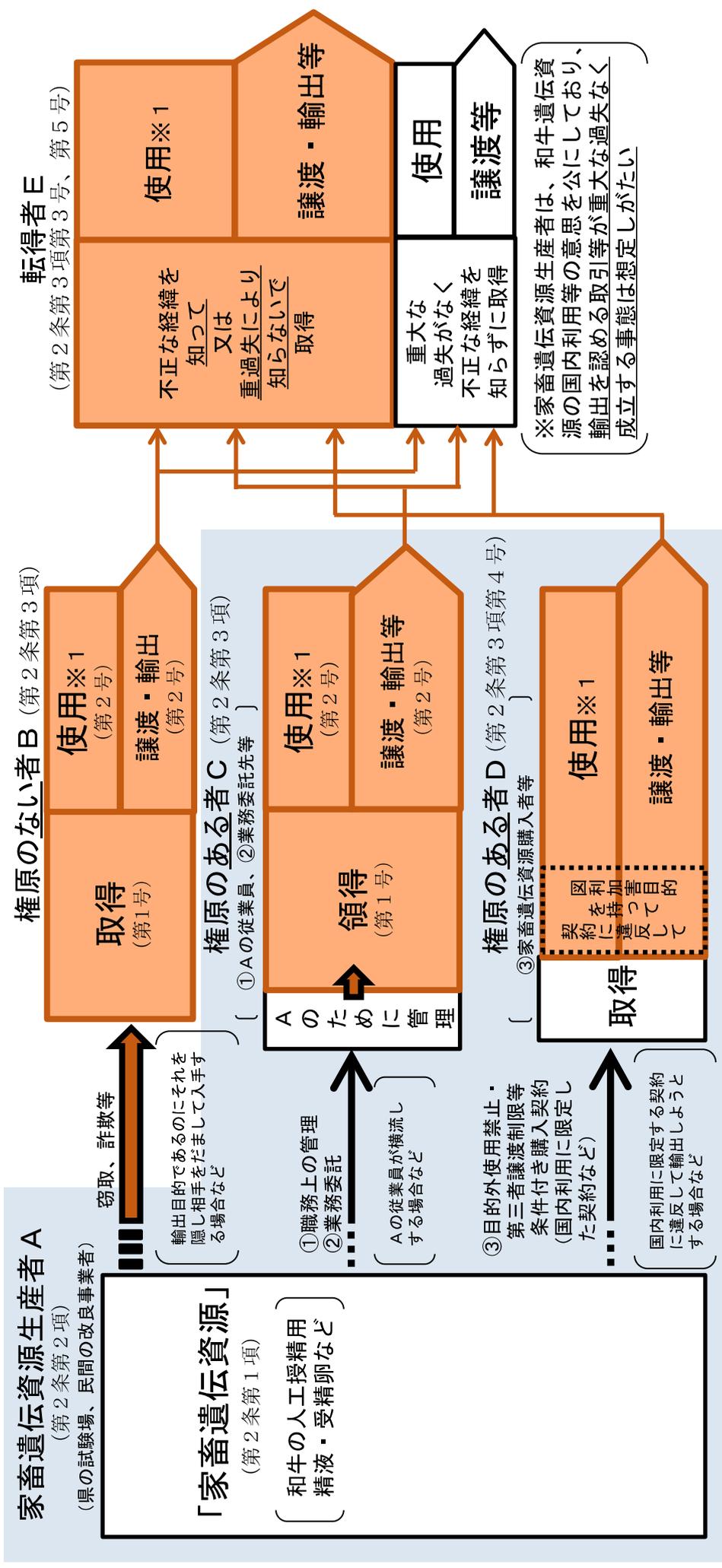
施行期日

公布日から起算して6月を超えない範囲内で政令で定める日(令和2年10月1日)

家畜遺伝資源に係る不正競争行為と救済措置等

和牛を始めとする優良な家畜の遺伝資源の知的財産としての価値の保護を強化し、不正な流通を防止するため、窃取・詐欺等による不正な取得や認められた権原の範囲外での利用等に対する差止請求（第3条）及び損害賠償（第4条）を措置。

◎ 部分が差止請求及び損害賠償の対象



※1 不正使用行為によって生産された家畜等についても適用（第2条第3項第6号～第13号）

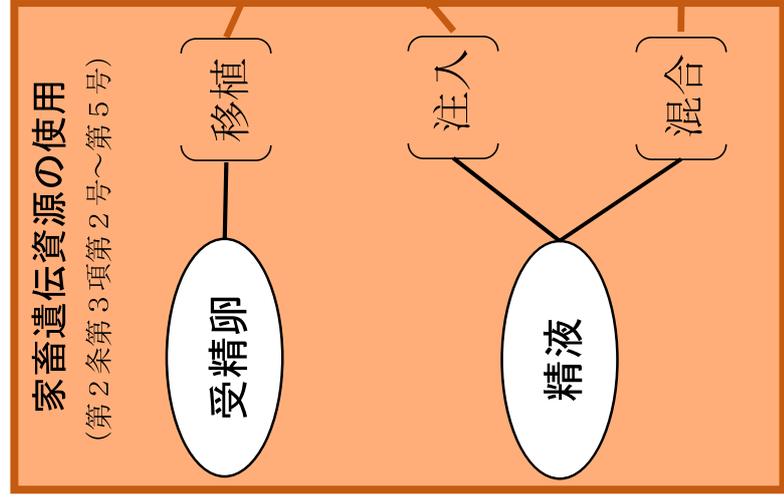
家畜遺伝資源の不正使用により生じた家畜及び家畜遺伝資源の使用・譲渡等（不正な経緯について取得時に重大な過失なく知らなかった者を除く。） } 国内での正規の流通と改良の取組まで萎縮しないように配慮

※2 差止請求ができる窃取・詐欺等（上記B）や不正領得（上記C）などのうち、悪質性の高い不正行為（不正の利益を得る目的又は相手に損害を加える目的のもの）については、罰則も措置（第18条、第19条）

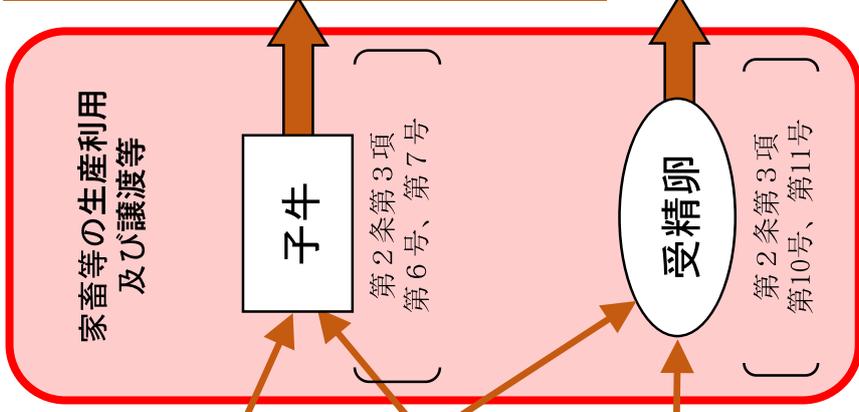
家畜遺伝資源の使用により生産された子牛等（派生物）の取扱い

- 家畜の拡大再生産による被害拡大を防止できるよう、家畜遺伝資源の「使用」により生じた派生物（子牛、受精卵等）についても規制の対象とする。
- 派生物については、精液・受精卵それぞれについて、不正「使用」行為の回数により、一次派生物と二次派生物と位置付けることとする。
- 派生物に係る行為規制の範囲は、取引の安全、家畜の改良増殖の円滑な実施に配慮し、一次派生物の生産利用及び譲渡等、二次派生物の譲渡等までとする。

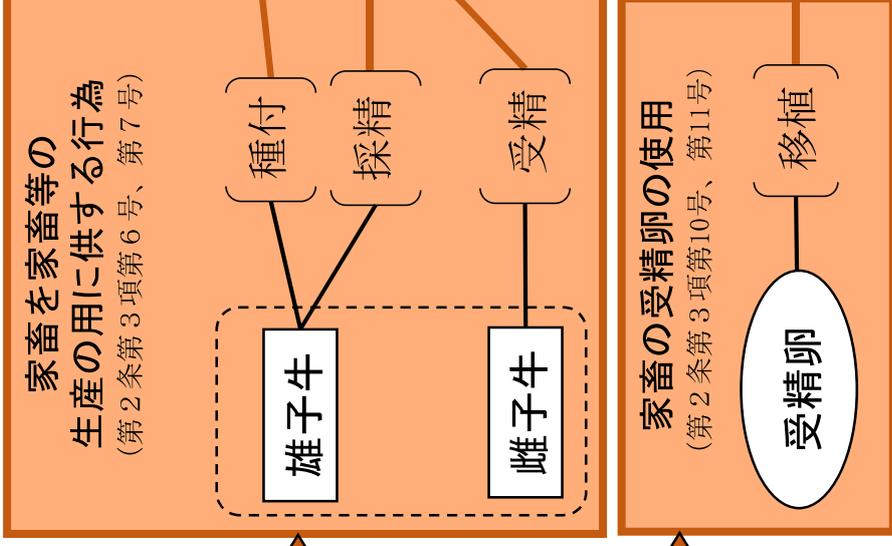
不正使用行為



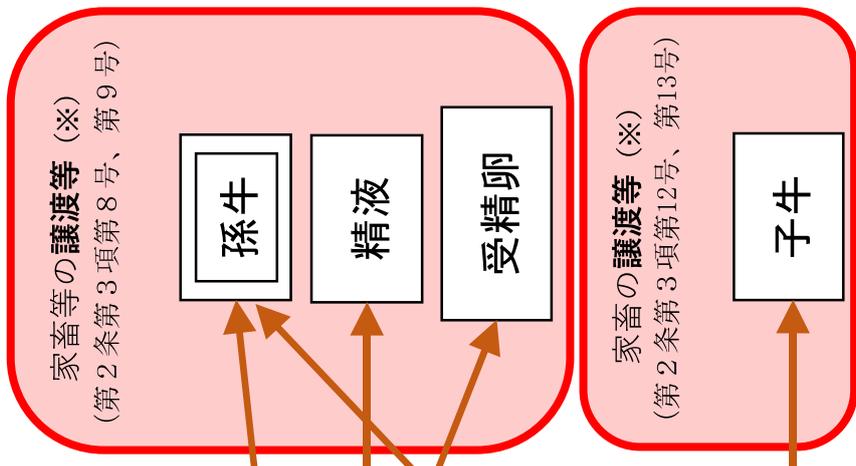
一次派生物



二次不正使用行為



二次派生物



○ : 派生物として規制対象となるもの
 (取得時に不正な経緯を知っていた場合又は重大な過失により知りなかつた場合)

※ 生産利用は対象外

○ 和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、

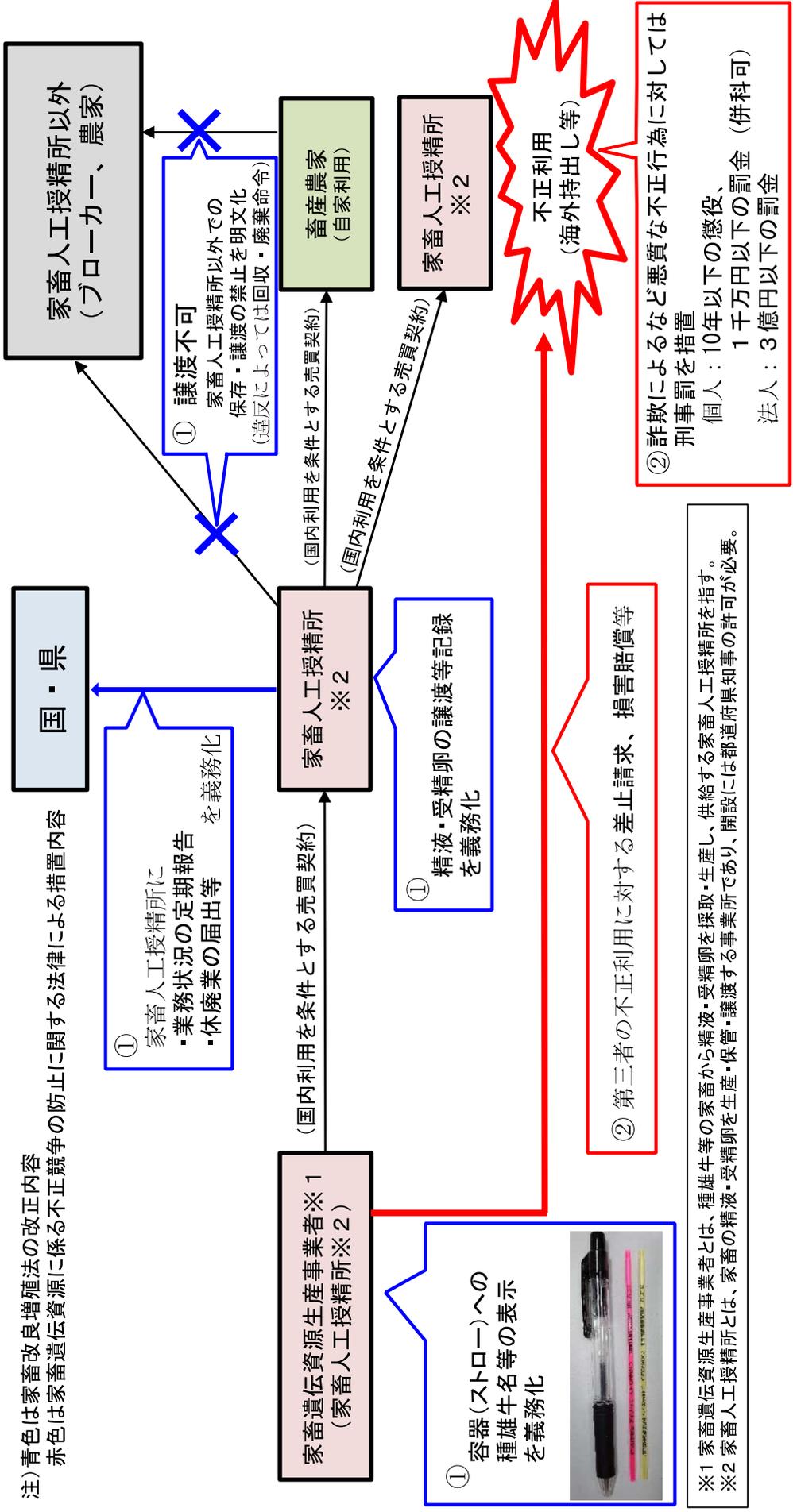
以下の2法が令和2年4月17日に成立し、令和2年10月1日に施行。

- ① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律
 - ・ 精液・受精卵の流通規制の強化

② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律

- ・ 契約の当事者ではない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設(差止・損害賠償請求、刑事罰)

注) 青色は家畜改良増殖法の改正内容
赤色は家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律による措置内容



※1 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。
※2 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。